

令和3年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 令和3年 6月15日 午前10:00

○散 会 午後 4:08

○出席議員（17名）

1番 鈴木 壮二	2番 戸田 俊樹	3番 菅原 理恵子
4番 藤原 仁美	5番 菅原 龍太郎	6番 佐藤 敏雄
8番 中川 光博	9番 澤井 昭二郎	10番 佐藤 義久
11番 伊藤 正吉	12番 藤原 典男	13番 堀井 克見
14番 菅原 秀雄	15番 小林 悟	16番 大谷 貞廣
17番 鑑 仁志	18番 西村 武	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 鈴木 雄大	副 市 長 鎌田 雅人
教 育 長 工藤 素子	総 務 部 長 菅原 剛
市民生活部長 伊藤 国栄	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲山 和法
福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒井 弥生	産業建設部長 櫻庭 春樹
上下水道局長 渋谷 一春	教 育 部 長 伊藤 貢
総 務 課 長 千葉 秀樹	企画政策課長 安田 秀樹
財 政 課 長 菅生 司	学校教育課長 島崎 徳之

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 健二	議会事務局次長 鈴木 学
--------------	--------------

令和3年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和3年 6月15日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 市長所信表明及び行政報告
- 日程第 5 教育長行政報告
- 日程第 6 副議長の選挙
- 日程第 7 議席の一部変更
- 日程第 8 報告第 1号 令和2年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 2号 令和2年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第 3号 令和2年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について
- 日程第11 報告第 4号 令和2年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第12 議案第39号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第40号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第41号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第42号 潟上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第16 議案第43号 財産の処分について
- 日程第17 議案第44号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について

- 日程第 18 議案第 45 号 令和 3 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 19 議案第 46 号 令和 3 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号) (案) について
- 日程第 20 議案第 47 号 令和 3 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案)
について
- 日程第 21 議案第 48 号 令和 3 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
(案) について
- 日程第 22 予算特別委員会の設置について
- 日程第 23 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について
- 日程第 24 同意第 5 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 6 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 26 選挙第 3 号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 27 発議第 1 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則 (案) について
- 日程第 28 陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはか
るための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の陳情
について
- 日程第 29 陳情第 3 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

午前10時00分 開会

○議長（西村 武） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回潟上市議会定例会を開会致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（西村 武） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、10番佐藤義久議員、11番伊藤正吉議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（西村 武） 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月29日までの15日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（西村 武） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、去る5月31日付けで児玉春雄議員より、本職宛てに一身上の都合により辞職願が提出されております。同日、議長においてこれを許可しております。

その他についてはお手元に配付のとおりであります。朗読、説明は省略を致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（西村 武） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。6番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は6月7日に、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、議長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

6月11日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。当局から大綱説明を受けたあとに予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、21日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議と同様の扱いとなりますので宜しくお願い致します。

次に、副議長の選挙について申し上げます。

児玉春雄議員が5月31日付けで議員辞職したことに伴い、新たに副議長を選任するための選挙を行うこととなります。

なお、初日の日程として取り扱いを致しますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提出理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

発議について申し上げます。

全国市議会議長会より、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化し、女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備するよう、各市議会会議規則の改正依頼がありました。本市議会においても会議規則を改正するため、初日の日程として取り扱いを致しますので、宜しくお願い致します。

選挙管理委員及び補充員の選挙について申し上げます。

選挙管理委員及び補充員が令和3年6月26日をもって任期満了となるため、後任者を

選挙するものであります。こちらも、初日の日程として取り扱い致しますので宜しくお願ひ致します。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致します。

なお、議会運営委員会では、陳情第4号の取り扱いにつきましては常任委員会へ付託せず、全議員に配付のみとすることと致しました。皆様のお手元にお配りしてございますのでご確認ください。

続いて、一般質問について申し上げます。

一般質問につきましては、6名の通告者がありました。抽選の結果、1日目6月17日木曜日の1番目に11番伊藤正吉議員、2番目に12番藤原典男議員、3番目に3番菅原理恵子議員、4番目に5番菅原龍太郎議員、2日目6月18日金曜日の1番目に4番藤原仁美議員、2番目に6番佐藤敏雄議員の順番となりましたので宜しくお願ひ致します。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一般質問は効率的に節度をもってを念頭に行うことを全員協議会で確認しておりますので、趣旨をご理解のうえ、適切に対応くださるようお願い致します。当局におかれましても、答弁等の対応は同様に効率的に行うようお願い致します。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月21日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会と致します。

なお、常任委員会及び予算特別委員会分科会審査においても、新型コロナウイルス感染症対策のため、議事運営等について効率的に行うよう重ねてお願ひ申し上げます。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長所信表明及び行政報告】

○議長（西村 武） 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに令和3年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位にはご多忙のところご出席を賜り感謝を申し上げます。

このたびの潟上市長選挙におきましては、多くの市民の皆様からのご支援を賜り、初

当選の榮に浴させていただきましたことに、改めて感謝とお礼を申し上げます。

市長就任後、約2カ月が経過致しましたが、与えられた使命と職責の重さを日々痛感しながら職務に取り組んでいるところであります。市民の皆様、議員各位には、格別のご指導とご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、潟上市が誕生してから16年が経過致しました。この間、著しい人口減少や少子高齢化の進展をはじめ、東日本大震災等を踏まえた環境や防災等に対する意識の高まり、ICT（情報通信技術）の活用などによって、私たちを取り巻く社会は急激に変化しております。

さらに昨年来、世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、あらゆる場面で私たちの生活様式を一変させました。

また、私自身これまでの議員活動や今回の選挙を通じて、多くの市民の皆様からのご意見やご要望を賜り、日々の生活課題のほか少子高齢化への対応、雇用機会の創出、行財政改革への取り組みなど、本市が抱える課題について認識を更に深めたところであります。こうした市民の皆様の声を謙虚かつ真摯に受け止め、時には大胆な発想や決断のもと、人と地域、行政が一体となって市政課題の解決に努め、未来につながる確固たる市政の基盤を築き、次の世代に引き継いでいくことこそが私に課せられた使命であると受け止めております。

私は、これまでに築き上げられた市政の基盤を継承しつつも、ふるさと潟上の将来を見据えた政策の柱として、稼げる力、支える力、考える力といった3つの力を新たな視点として加え、進化する潟上の創造を目指し、市民の皆様が幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまちづくりを推進してまいります。

次に、私が今後4年間で取り組む重点政策及び主な取り組みについて申し上げます。

一点目は、稼げる力についてであります。

昨今の人口減少や少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化は、地域経済を取り巻く環境にも大きな影響を与えております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が制限される中、感染終息後を見据えた新たな生活様式への対応も含め、市内企業、事業者等に対する様々な支援が求められております。

本市の中小企業や個人事業所においては、経営者自身の高齢化や後継者不足による事業継承などの課題を抱えているほか、キャッシュレス化やICT化、IoTの導入など、先進的ビジネスモデルへの対応が課題となっております。

製造業については、事業所数は減少しているものの、従業者数製造品出荷額等は増加傾向にあり、この状況を更に増加させていく必要があります。雇用につきましても、市内企業間の連携や事業所の拡大等のほか企業誘致につきましても、積極的に取り組みながら新規雇用の創出を推進してまいります。

また本市には、米や野菜、花き、果樹に加え、わかさぎや北限の秋田ふぐなど、良質な農林水産物を安定的に供給できる基盤があります。これらの先人から受け継がれてきた地域資源を有効に活用し、生産から流通販売までの体制強化やブランド化による付加価値生産性の向上、市内にとどまらず市外への販路拡大を目指そうとする事業者の育成を図り、地域活性化の推進と併せ新たな産業や雇用の創出を目指してまいります。更に、本市の主要な観光施設である天王グリーンランドとブルーメッセあきたについては、道の駅としての機能を併せもっているため、多くの人々から親しまれているものの、近隣地域への通過型観光地となる傾向にあり、いかに滞在時間を増加させるかが課題となっております。こうした中、観光産業を育成発展させるためには、SNS等の新たな手法を活用し、積極的に本市の魅力や地域の農林水産物、加工食品など、市内特産品のPRを行うことが重要であります。加えて芸術文化、スポーツ等の情報も積極的に発信することにより、交流人口の拡大を目指してまいります。

以上のことから、地域活力の源となる地域産業においては、生産性の向上や農林漁業者の生産拡大などの取り組みを支援するほか、市のPR強化にも努め、特産加工品の開発や販路拡大、地域資源の磨き上げによる観光振興を図りながら、稼げる力を創造してまいります。

二点目は、支える力についてであります。

現在、世界的に猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症は、その感染力の強さから我が国においても多くの感染者の発生と重症化により、地域によっては医療体制がひっ迫する状態を引き起こしております。このような中、本市においても国や県の方針のもと、医師会、医療機関等と連携を図り、高齢者のワクチン接種を進めておりますが、今後も多くの市民が迅速に安心してワクチンの接種ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策等の医療提供体制の整備を進めてまいります。

本来、健康とは明るく幸せな生活を送るうえでの基本となります。また、高齢者や障がい者が年齢や生活習慣などの違いによらず、今後更に進展が見込まれる少子高齢化に備え、誰もが地域で見守られ支え合いながら、安心して健康的に生きがいをもって暮

らすことができるまちづくりが求められております。

本市においても、少子高齢化や核家族化、人口減少が進展する中で、かつて当たり前であった地域住民相互のつながりが希薄化し、身近な地域内で支え合う機能が低下していることから、地域や家庭での支え合い、住民同士の絆がますます重要になってきております。一方では、福祉制度の狭間にある方や各種制度の対象とならない方の生活課題への対応のほか、高齢者や障がい者などへの見守り活動の充実など、福祉課題も複雑多様化する中で、地域や行政に求められる役割は大きくなっております。このような背景を踏まえ、市民や行政だけではなく、各種団体や民間事業者、関係機関等が連携し、地域社会を支える体制を強化することが肝要であり、高齢者や障がい者の方々が生き生きと安心して暮らせる社会を実現するため、より一層の地域福祉活動の充実を図ってまいります。また、交通弱者の方々の日常の買い物や通院時における移動手段としてご利用いただいております、潟上市マイタウンバスなどの地域公共交通に加え、今後の少子高齢化等を見据えた買い物支援システムの構築を検討してまいります。

近年、本市の人口は、人口減少に伴う自然減に歯止めがかからない状況となっております。要因として、若年女性の人口減に加え、未婚、晩婚化が影響しているとも考察されております。結婚や出産は個人の意思が尊重されるべきものではありませんが、婚姻数の減少は人口減少に直結する問題でもあるため、結婚を望む独身市民への支援が重要になります。また、家族形態の多様化や地域との関わりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、出産や育児に対する支援を通じて不安解消へつなげていく必要があります。このようなことから、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、子育て家庭の心身の健康保持と生活の安定を図り、子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心と喜びを持てるような地域社会の構築が重要となります。

また、これからの時代を生きていく子どもたちには、少子高齢化やグローバル化、技術革新等に対応しながら、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められております。

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心や郷土の偉人の教え、先人の知恵といった本市ならではの、いわば潟上DNAを育てていくことも重要であります。一方、複雑化、深刻化している心の健康問題に対しては、学校などの教育現場においても、相談しやすい体制づくりが求められております。このように、多様な子どもたちに個別最適化され、創造性を育む教育環境の実現を目指して、次世代の人材育成を図りながら、誰一

人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりの能力や特性に応じた学びや協働的な学びを推進していく必要があります。

以上のことから、市民の生命や財産を守り、健康や医療、子育てや教育環境の整備など、市民の皆様が生き生きと夢や希望、誇りをもって暮らせるための支える力を創造してまいります。

三点目は、考える力についてであります。

地域の特性を生かしたまちづくりや地域課題の解消など複雑多様化する市民ニーズに答えていくためには、行政だけでできることには限界が出てきております。今後は、市民、市議会、行政の三者がそれぞれの役割と責任を分担しながら、共に手を携えてまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、市民との協働による魅力的なまちづくりの推進や市政発展のために、行動する若者等の地域リーダーの育成を通じて、あらゆる分野において市民、市議会、行政が対話と交流を重ね未来を見据えて、互いに知恵を出し合いながら取り組みを推進していくことが不可欠であります。また、今後も厳しい行財政運営が想定される中、デジタル化の推進による各種手続きの効率化や経費削減を図るほか、複雑多様化する市民ニーズや様々な行政課題に柔軟に対応し、自ら考え、行動する市職員を育成するため、職員の意識改革や組織の見直しを図ってまいります。

更に、財政計画に基づく適正な予算規模や事業の見直しのほか、歳入確保に向けた取り組みも視野に入れた不断の財政改革を実行し、財政の健全化を強く推し進めることで、持続可能な市政運営が実現できるものと捉えております。

以上のことから、市職員自らが市民の皆様から信頼されるとともに、魅力的なまちづくりに向けて考え行動し、市民の自助や共助を促していくために対話と交流の場を増やし、市や地域の考える力を創造してまいります。

私は、市民の皆様から負託をいただいたこの4年間、あらゆる場面でしっかりと説明責任を果たし、対話と交流を重ねながら、これまで述べました稼げる力、支える力、考える力の3つの力を新たな視点として、市民がお互いを補完し合いながら、一人ひとりが心から幸せを実感し、誇りや生きがいをもって暮らせる魅力あふれるまち「進化する潟上」の実現を目指してまいります。市民の皆様、議員各位におかれましては、何卒ご指導ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、私の所信表明と致します。

次に、諸般の行政報告について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルスの感染状況につきましては、全国的に感染力の強い変異株の感染が拡大しており、10都道府県において緊急事態宣言が発令されております。先月には秋田市と秋田中央保健所管内でクラスターが発生するなど、秋田県内においても新型コロナウイルス感染が急速に拡大しております。このような感染状況を踏まえ、市外からの参加が見込まれることや定員等のコントロールが難しく、感染症対策を徹底することが困難なことなどから、中止を決定した主な事業等について申し上げます。

男女共同参画宣言都市15周年記念基調講演、飯田川鷺舞まつり、八郎まつり、天王グリーンランドまつり2021及び成人式並びに敬老式を中止と致しました。そのほかの行事、イベント等については、感染状況を注視し開催を判断してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市では、4月24日から75歳以上の方を対象にワクチンの集団接種を実施しており、6月7日現在で、1回目の接種者は2,851名で接種率は52.4パーセント、2回目の接種者は1,422名で接種率は26.1パーセントとなっております。また、6月19日からは対象者を70歳以上に拡大することとし、7月と8月には、平日にも市民センターかたりあんを会場に、ワクチンの集団接種を実施する予定としております。

ワクチンの個別接種につきましては、6月1日から市内10カ所の医療機関で予約受付を順次開始しており、対象者や予約方法などについては、市広報6月号において周知しております。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国・県の方針のもと、医師会、医療機関等と連携を図りながら、市民が安心してワクチンの接種ができるよう万全を期してまいります。

次に、住民検診について申し上げます。

令和3年度の集団検診は予約制とし、検診日や時間ごとに定員を設けることで、会場が密にならないよう感染症対策を施して実施しております。

集団早朝検診は、5月24日から7月14日まで4会場において実施を予定しております。

また、母子保健事業の乳幼児健診につきましては、一部を医療機関での個別健診として実施しており、対象者への個別通知のほか、市広報やホームページを通じ、随時お知らせしてまいります。

次に、本市における過疎地域指定について申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されまし

た。この過疎新法では、新たな過疎地域の要件が追加され、本市の旧昭和町、旧飯田川町の地域が要件を満たすこととなり過疎地域に指定されました。

過疎地域では、人口減少、少子高齢化の進展など、他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が継続しており、地域社会を担う人材の確保、地域経済の活性化、情報化、交通の機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、教育環境の整備、集落の維持及び活性化、農地、森林等の適正な管理等が課題となっております。

このたびの地域指定を受け、本市では今後、昭和、飯田川地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を目指し、潟上市過疎地域持続的発展計画（仮称）の策定を進めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

市道整備につきましては、主に国の補助であります社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業補助金を活用し、事業の推進を図っております。本年度は、二田・追分線の道路改良、干拓3号橋の補修を実施してまいります。このほかにも、天王・大久保線の舗装補修など、補助などの財源を有効活用し事業を進めてまいります。道路施設は、日常生活を支える重要な社会資本であることから、今後も、計画的な道路整備と維持管理に努めてまいります。

次に、令和2年度各会計の決算概要について申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約217億8,200万円、歳出決算見込額約207億8,700万円、歳入歳出差引見込額約9億9,500万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約6,700万円を差し引いた実質収支見込額は約9億2,800万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億8,500万円、介護保険事業特別会計で約1億9,800万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計であります水道事業会計と下水道事業会計の純利益は、それぞれ約5,900万円と約1,700万円となっております。

以上が、令和2年度各会計の決算概要であります。

本定例会には、令和2年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか3件の報告、議案として潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてほか3件、財産の処分について、また、補正予算案として令和3年度潟上市一般会計補正予算ほか4件、人事案件として潟上市教育委員会委員の任命について、潟上市監査委員の選任について提出しております。

以上が、所信表明及び行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。

ご審議を賜り、ご賛同くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これで、市長所信表明及び行政報告を終わります。

【日程第 5 教育長行政報告】

○議長（西村 武） 日程第5、教育長行政報告を行います。工藤教育長。

○教育長（工藤素子） おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、学校における新型コロナウイルス感染症への対策について申し上げます。

市内小中学校においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」等に基づき、同居の家族を含めた毎日の健康観察の実施、マスク着用の励行、手洗いや咳エチケットの指導、3密を回避する工夫など、最大限の感染防止対策を講じたうえで教育活動に取り組んでおります。

また学校行事については、地域の感染状況も踏まえつつ、必要に応じて活動内容や開催時期などを見直し、実施する場合は感染防止対策を徹底することとしております。

次に、学校におけるICT機器等の活用について申し上げます。

子どもたちの個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現を目指す国のGIGAスクール構想の実現に基づいた本市の整備事業については、児童生徒の1人1台学習用情報端末及び高速大容量の通信環境等の整備を昨年度に完了しております。4月からは、端末を利用する際のルール作り、教職員を対象とした研修会等を進め、本格的な活用に向けて歩み出しております。また、学校における情報化推進の実務的な支援を行うICT支援員を各中学校区に1名配置し、教員のICT機器操作補助やICTを活用した授業への支援を進めております。

次に、潟上市学校教育環境適正化検討委員会について申し上げます。

市内で広域的に児童生徒数が減少しており、また本年1月には、中央教育審議会において「令和の日本型学校教育」の構築に向けた方向性が示されるなど、学校教育を取り巻く環境が転換期を迎えていることから、学校規模や学校配置等の教育環境のあり方について検討するため、検討委員会を設置しております。

5月31日に、保護者や自治会の役員等による委員15名を委嘱して第1回検討委員会を開催し、潟上市立小中学校の規模及び配置の適正化に関する基本的な考え方や、適正化のための具体的な方策について諮問しております。今後は、全市的な観点に立ちながら、

調査及び審議を進めることとなっております。

次に、追分幼稚園附属追分ベビー園で発生した新型コロナウイルス感染症の集団感染について申し上げます。

5月8日、当該園に勤務する保育教諭のPCR検査の結果、陽性であることが判明致しました。5月9日以降、同園では保健所による濃厚接触者の特定及び全園児、全職員に対するPCR検査が行われ、さらに15人の陽性が確認されております。同園は5月22日まで休園措置がとられ、保健所の指導のもと施設内の消毒等、再開に向けた対策を講じたうえで、5月24日から通常どおり園児を受け入れております。

また、感染に係る事案の公表につきましては、プライバシーの保護に十分配慮する必要があることから、必要最低限の情報のみ公表させていただいておりますことをご理解願います。加えて、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、誹謗中傷、偏見などの人権侵害は決してあってはなりません。市民の皆様には、人権に配慮した冷静な行動を今後もお願い致します。

なお、公立の就学前施設においては、これまで同様に、登園降園時の玄関先でのお子さんの引き渡しの徹底や衛生管理の強化を図りながら各施設を運営しております。今後も各施設の継続的な運営が維持できるよう、職員による施設内の消毒作業等を徹底し、子どもたちが安全に利用できるよう対策を講じてまいります。

また、県内の保育所等において新型コロナウイルス感染症のクラスターが相次いで発生したことを受け、県では就学前教育保育施設において、職員の検査機会の拡大などを目的に抗原検査キットの配布事業を実施しており、1施設当たり1箱、これは10テスト分になりますが、これが各施設に配布されております。

次に、天王こども園整備事業について申し上げます。

園舎の新築工事につきましては、躯体のコンクリート工事が完了し、引き続き外部の塗装や防水工事を行っているほか、サッシ等の建具の取り付けや天井、壁等内部の仕上げなどを進めており、5月末での進捗率は約61パーセントであります。

3園の統合を円滑に実施できるよう、今後も外構工事等関連工事との調整を図りながら整備を進めてまいります。

また、天王こども園の開園予定日は9月21日火曜日とし、その前日までの3連休を利用し、天王幼稚園、二田保育園及び湖岸保育園からの引っ越し作業を集中的に行います。移転前後においても、切れ目のない教育及び保育を提供できるよう努めてまいります。

なお、天王こども園の開園後は、老朽化が著しい天王地区3園の園舎とプールについては原則解体する方針であります。解体後の敷地につきましては、天王幼稚園は、売却も視野に更地と致します。また、天王こども園職員の駐車場は、天王総合体育館の既存駐車場と敷地の一部を使用致します。

二田保育園は、プール部分をかたりあんの駐車場として簡易的に整備、園舎部分とグラウンド部分は売却も視野にいて検討を進めてまいります。湖岸保育園につきましても解体、更地を原則としつつ、地域住民の意向も踏まえ検討を進めてまいります。これらの方針の公表により、園舎や敷地について利活用の申し出があれば別途協議したいと考えております。

なお、本定例会には天王こども園竣工式に係る経費と天王地区3園のアスベスト調査費の予算を提出しております。

次に、潟上市市民センターかたりあんについて申し上げます。

潟上市市民センターかたりあんは、4月14日に竣工式を行い、同日午後から一般開放致しました。

この施設は、生涯学習を含めた様々な市民活動を総合的に支援し、多くの市民が集い、語らい、交流できる、本市の中央公民館的機能をもつ多目的施設で、600人規模の研修や文化活動に活用できる可動式観覧席を備えた多目的ホールや、誰でも気軽に利用できるフリースペースなどがあります。市民の皆様の日頃の学習成果を発表できる場として、また各種団体の活動拠点としてご活用いただきたいと思います。

なお、現在は、新型コロナウイルスワクチン接種事業の会場としての使用を最優先としておりますことも、併せてご理解をお願い致します。

最後に、社会教育社会体育関係の事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、今後予定しております社会教育社会体育関係の事業については、国や県の動向と市内の感染状況を注視しながら実施方法や可否について判断し、中止や延期とする場合には、関係団体のご意見を伺いながら速やかに市広報やホームページなどで周知してまいります。

鈴木市長が、ふるさと潟上の将来を見据えて掲げた3つの力の実現に向けて、教育行政に携わる者が一丸となって取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村 武） これで教育長行政報告を終わります。

ここで、日程にはございませんけれども、鎌田副市長は初めての潟上市議会でありますので、ここでごあいさつをいただきます。

- 副市長（鎌田雅人） 副市長を拝命致しました鎌田と申します。これまでの経験をしながら、また新たな経験を重ねながら、鈴木市長の下、市政発展のため、一生懸命頑張りたいと存じます。どうぞ議員の皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。どうぞ宜しくお願い致します。

（拍手）

【日程第6、副議長の選挙】

- 議長（西村 武） 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、投票、地方自治法第118条の規定により指名推選のいずれの方法が宜しいか、皆さんのご意見を賜りたいと思います。

（「投票」の声あり）

- 議長（西村 武） ただいま、1番鈴木壮二議員から投票の発言がございました。指名推選の場合は、地方自治法第118条により全員の同意がなければ指名推選ができませんので投票と決定致します。

暫時休憩します。

午前10時45分 休憩

.....
午前10時47分 再開

- 議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

- 議長（西村 武） ただいまの出席議員は17名であります。

投票用紙を配付致します。

（投票用紙の配付）

- 議長（西村 武） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（西村 武） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でありますから。投票用紙を念のため申し上げます。無記名用紙でございます。被選挙人の指名を記載のうえ、1番から順次投票してください。1番からどうぞ。

（投票）

○議長（西村 武） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番藤原典男議員、13番堀井克見議員、14番菅原秀雄議員の3名を指名致します。3名の方立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（西村 武） 選挙の結果を報告致します。

投票総数17票、有効投票数17票、無効投票数0票であります。

有効投票数のうち、鑑 仁志議員に9票、戸田俊樹議員に8票です。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は5票以上でありますので、よって7番鑑 仁志議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

○議長（西村 武） ただいま副議長に当選されました鑑 仁志議員に対しまして、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知を致します。

鑑 仁志議員は、当選の承諾及びここであいさつをお願い致します。鑑 仁志議員の発言を許しますのでご登壇願います。

○7番（鑑 仁志） ただいま、皆さんから副議長に選任されました鑑です。皆さんと今後とも一緒に頑張りたいと思いますので、今後ともひとつ宜しくお願い申し上げます。

○議長（西村 武） 頑張ってください。

【日程第7、議席の一部変更】

○議長（西村 武） 日程第7、議席の一部変更を議題と致します。

議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指名を致します。

17番が副議長席とされておりますので、鑑 仁志議員の議席の席を17番に変更致します。

鑑 仁志議員は、ただいま決定致しました議席に着くようお願い致します。

暫時休憩します。

ここで、15分間休憩致します。

午前11時02分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、報告第1号 令和2年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第8、報告第1号、令和2年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題と致します。

報告第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の2ページをお開き願います。

令和2年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明致します。

翌年度繰越額の3款民生費2項児童福祉費の幼保一体施設整備事業8億246万6,500円は、天王こども園整備に係るものでございます。

6款農林水産業費1項農業費のため池等整備事業42万3,950円は、飯塚地区が受益地となる真崎堰地区の幹線用水路整備事業、湛水防除事業794万856円は、天王東地区及び浜井川地区の揚水機場整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業11万7,200円は、昭和大久保地区の揚水施設等の整備事業で、それぞれ県営事業負担金でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の市道整備事業5,880万円は、社会資本整備総合交付金を活用した市道改良及び舗装補修に係るものでございます。

3項河川砂防費の急傾斜地崩壊対策事業297万2,000円は、飯田川鳥木沢地区及び岩崎地区で、県営事業負担金でございます。

4項都市計画費の公園長寿命化事業1億3,606万円は、社会資本整備総合交付金により実施する鞍掛沼公園展望塔の外壁防水工事等でございます。

10款教育費 7項保健体育費の天王総合体育館空調機器改修事業4,224万1,000円は、令和2年度国補正予算第1号による学校施設環境改善交付金を活用した空調機器等の更新でございます。

以上の事業、合計10億5,102万1,506円を令和3年度に繰り越したものでございます。

主な財源と致しましては、国県支出金1億2,901万2,459円、地方債8億5,530万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 繰越明許の民生費の幼保一体整備に関して、8億246万6,500円の繰越明許だと。この原因については再三お聞きしておりますけれども、総務文教常任委員会でもいろいろ質疑等を繰り返してきましたが、一向にこの6カ月の遅れがなぜ遅れたかということに対して、明解な答弁はございません。あくまでも事業の請け負った側の、またそれに付帯する工事の遅れということのようではありますけれども、一般市民の間では、あれは問題ないのだと、工事はちゃんとできたはず、こういう市民もおるわけで、まして半年も遅れて一向に市としての具体的な改善策というのは、単純な紙面をもって我々に出しておりますが、これでは到底納得がいかないわけです。教育長並びに市長の明解なる考えをお示ししていただきたいと思っております。

○議長（西村 武） 伊藤教育部長。

（「教育長、市長に聞いた」の声あり）

○教育部長（伊藤 貢） ただいまのご質問に、工事の遅延の関係についてお答え致します。

天王こども園の新築工事の工事変更に関しましては、昨年8月26日に開催しました市議会全員協議会でもご説明したとおり、NTTの電話柱移転が遅れたことによりまして、杭打ち工事の着手が遅れたと。その関係によりまして、工期をまず延長したということでありまして、その件に関しては先ほども申しましたとおり、全員協議会でもご説明しておりますし、工事の繰越事案の3月定例会においてもご説明しておりますので、そういうことで宜しくご理解願いたいと思っております。

以上であります。

○議長（西村 武） 工藤教育長。

○教育長（工藤素子） お答えを致します。

まずはじめに、部長から遅延の経緯とその後の対応、ご説明させていただいたことについてお話をさせていただきました。私からは、議員のお尋ねにありました、その解決策について、明解な説明がないということのお尋ねがありました。そのことについて答弁させていただきます。

議員のそういった市民からの声があるということ、それから議員の皆様からのそういったお声を、これまで重ねて頂戴してまいりましたことについて、教育委員会そして教育長として、その責任ということについては重々感じております。そのことについて8月に、先ほどお話したとおり、最初の説明をさせていただき、その後、市を挙げて再発防止策に取り組むということで検討した結果を11月の臨時会でご説明させていただいたとおりでございます。それに基づいて昨年度内、一生懸命半年遅れた工事を前に進めて、1日でも早くそれを完成させ、保育、教育環境を整備して、お待ちいただいている市民の方々、お子さんたちに、そのこども園という環境をご提供できるようにと、一丸となって工事、そしてソフト面のいろいろな環境を整えることについての協議を重ねてまいりました。今年度、先ほど教育行政報告の中でもお話させていただいたとおり、9月のこども園の開園に向けて、引き続きこの工事の円滑な進捗そして環境を整えるための様々な協議を重ねていくことが、私たち教育委員会に課せられた職責を果たすことであると考えて、今そういったことにまい進させていただいているところでございますので、説明が足りないのではということについては、そのお声は重々重く受け止めますけれども、そういったことを8月、そして11月、そして3月の定例会等でご説明させていただいたことを、私たちは9月の開園に向けて、さらにこの整備事業を進めていくということで進めてまいりたいということで、市民の皆様、これまで遅れたことのおわびして、新たな環境の中での市民の皆様の子育て環境について、安心してお預けいただける環境の整備ということに努めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導を賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 再三にわたって説明をしているのだと当局はそうおっしゃられますけれども、こまごまとした小さなミスがいっぱいあるのです。このことだけでなくコロナの件についても。そういうミスを重ねているのです、常に。誤字、脱字もあるし。だから、小さなミスは直せばいいことでしょうけれども、これほどのことに対しては、やっぱり当局責任をとるべきだと。そうすればすっきりするはずですよ。なにも我々好き

で言っているわけではないのです、議場で。前市長はもうお辞めになりましたから、新市長に責任をとれとは言いませんけれども、犯したことについてはやっぱりきちっとすべきです。そこを求めて終わります。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑はないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

【日程第9、報告第2号 令和2年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第9、報告第2号、令和2年度潟上市一般会計予算の事故繰越し繰越計算書についてを議題と致します。

報告第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

令和2年度潟上市一般会計事故繰越し繰越計算書の内容についてご説明致します。

6款農林水産業費1項農業費の湛水防除事業の翌年度繰越額311万2,896円は、天王東地区及び浜井川地区の揚水機場整備事業に係る県営事業負担金でございます。

本事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、資材の調達が困難となり工事の進捗が遅れたため、県では事故繰越しを行っております。それを受け、市でも同様に事故繰越しを行うものでございます。

なお、主な財源は、地方債270万円でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 天王東地区と浜井川地区ということなのですけれども、これ工事が遅れていることにより、支障あるのか影響あるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、この工事は何年に1回くらいやらなきゃいけないものなのか、そこら辺についても伺いたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

工事の遅延による影響というのはございません。

それから、何年に1回こういう事業をやるのかということですが、ちょっとそこら付近の話はちょっと聞いておりませんが、確か、前、若干工事したときは、大体30年くらい前にやったような記憶がございます。大体それくらいのペースで八郎潟全体を、県営事業ですのでいつやってもいいかわかりませんがそういう感覚でやっていたような記憶がございますので、今ちょっと詳しいところまではお答えできませんが、後日お話ししたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 大体30年くらいだという内容ですけれども、これ壊れているかどうかというのは、毎年担当課の方で点検はしているものですか。どうでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） 施設そのものは、国から県に移管されている施設でございます。その管理については、各土地改良区で管理していることになっておりますので、毎年その県と連絡取りながら点検等は行っていることになっております。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第10、報告第3号 令和2年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について】

○議長（西村 武） 日程第10、報告第3号、令和2年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書についてを議題と致します。

報告第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の6ページをお開き願います。

令和2年度潟上市水道事業会計継続費繰越計算書の内容についてご説明致します。

継続費の総額は、令和2年度から令和4年度までの3年間で2,890万8,000円でございます。

継続費の繰越額は、収益的支出の1款水道事業費用1項営業費用の水道事業アセットマネジメント及び新水道ビジョン策定業務委託事業、令和2年度分975万7,000円のうち150万7,000円を令和3年度に繰り越したものでございます。

財源は、水道事業収益でございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。
- 12番（藤原典男） 市民からすれば、この事業がどういう内容なのかということが全然わからないと思いますので、簡単にこの事業の内容について説明してください。
- 議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。
- 上下水道局長（渋谷一春） それでは、水道事業のアセットマネジメント事業について説明申し上げます。

本事業は、将来の見通しをもった水道事業経営を行うため、資産の状況を的確に把握し、更新と維持管理補修を適切に組み合わせて資産を維持管理する仕組みを作るために、策定期間を令和2年度から令和4年度までの3カ年事業として行うものでございます。

以上です。

- 議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第11、報告第4号 令和2年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について】

- 議長（西村 武） 日程第11、報告第4号、令和2年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題と致します。

報告第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

- 総務部長（菅原 剛） それでは、議案書の8ページをお開き願います。

令和2年度潟上市下水道事業会計予算繰越計算書の内容についてご説明致します。

翌年度繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の秋田湾雄物川流域下水道事業3,494万3,000円を令和3年度に繰り越したもので、流域下水道事業に係る県営事業負担金でございます。主な財源は、企業債3,480万円でございます。

以上でございます。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。
- 13番（堀井克見） この資料の中の説明欄をちょっと拝読しました。私やっぱり問題感じるのは、県営事業、雄物川流域下水道というのは、もう数十年も前からまさに県の広域事業として施工されております。これはご案内のとおり。今回このその中で、施工時の鉄筋の探査において、施工時と現地の配置が異なる部分があり、再度構造計算が必要となったと。そうすれば、初期のその事業を施工する中で、その事業時と現地が差異

があったと。私ちょっとこの部分、私から見れば差異があったと、設計図と現実の、現場が。それをいとも簡単に、県事業であるがゆえに、県の号令化とは言わないけれども、伸びたことも含めて潟上市も関係ある、基礎的自治体だから。その部分の負担なり等々いただきますよということの流れじゃないかなと私流に解釈すればそう思うのですが、そうなのかそうでないのかということが1つ。

それからこの部分において、総量的な事業はどれくらいで、これもう1年、5年のスパンでやってきている事業じゃないので、このあともこの類する問題が出てきたときにちょちょことは言わないけれどもまたぞろ出てくるのか。そうしたときに、その手当というものが誰がどういう形で負担をし、全体事業の掌握というものは潟上市と当局としてはどういうふうにして把握しているのか。このまったくミソの部分をもっと説明なく、この部分だけ我々議会で議決してほしいと言われてもなかなか飲み込めません。内情がわからない、はっきりいって。ですから、そこら辺のフォローというものがどういう内容でここまで問題として出てきて、今回はこういう形と。鉄筋と当初の施工時と差異があるとなれば、普通に考えればこれ問題ですよ、はっきりいって。私はそう思います。ですからその点もう少し掘り下げて、私どもが今議会議員として意思判断できるだけの説明をもう一度お願いします。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） それでは、ただいまのご質問にお答え致したいと思います。

私どもが県の方から受けているところと致しましては、ただいま議案書の説明欄のところでございますが、その中でも、再度構造計算必要となっているという文言がございます。その結果につきましては、現在繰越した工事につきましては、8割以上が適切に発注されているという話を聞いておりますので、再度構造計算した結果については問題なく処理されていると感じております。

この負担の割合でございますけれども、この事業の負担金は、流域関連の8市町村でもって、その汚水量の比率でもって負担額が決められてございます。潟上市の令和2年度の負担率は6.58パーセントとなっております。この事業費全体の額でございますが、令和2年度分としてはこの議案書に上げてございますこの額が負担率でございまして、全体の事業費としては約6億8,000万円くらいでございまして、その6.58パーセントが約4,478万円が潟上市の負担となっているところでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 今、渋谷局長からご説明いただきました。総事業費が6億8,000万円いくらというこの8市町村における基準に基づいたその負担の割合によって、わが市も負担をしてきたし、していると。私、おやと思ったのは、全体の8割は問題なく推移していると、冒頭に局長。だとすれば2割、7億と見れば1億4,000万円ほぼ相当するものが、これからもこのたぐいの、いやいや、当初の請求と設計が違つたと、差異があつたというのが出てくる可能性もあると受け止められます。そもそも県のやっていることだから全て神様でもないし正しいというものでもないし。要は、こういうことが問題が発生することに、当時の管理も含めて、少なくともその後の事業のフォローも含めて、やっぱり問題があつたのじゃあないかなと。その一番の根っこの部分をほおっておいて、現場と当時の設計図が差異があつたからまたいただきますよと、この発想そのものが、少なくともこれからも続く、2割はその可能性もあると、とれるわけだから。それに対して、この財政の非常に厳しい中に、もう少しやっぱりいべきことは県当局ともきちんと折衝し、そしてその経緯というものをきちんと掌握し、そしてやっぱり私ども税金を議決する議会に提案してくる、提示する、こういう流れをきちっと持たなければならないこの種のものじゃあないかなと私はそう思います。これで終わりということじゃあないわけです、局長の今の説明聞きますと。問題は、この差異出た原因が何も究明しないで負担だけ頼むぞと、8市町村のあなた方も8分の1の片棒担いでくれといわんばかりの提案です、取り方によっては。ですからその点、今一度どうなのか。聞きたいのは、こうなってくると、この後の展望はどう展開していくのか。どこまで私はやっぱり明確にお示しいただきたい。そのうえで、これを議決に供するか私の議員としての意思表示を表したいという思いになります。いかがですか。わからなすぎる、これは。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

今回の議案の説明欄にある、再度構造計算行つた結果による負担金の差異というものはございません。当初、予定されている負担額そのままでございます。

差異があつた事情については、県の方には確認してございませんが、今後これについての顛末については、きちんと確認したいと考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 渋谷局長、あなたを責めるわけではないのだけれども、これはやっぱり公金に始まって公金で全て終わっていくわけだから。ですから、やっぱり少なくとも県といえどもたとえ国といえども、この種のもものが、やっぱり下りてきたらその因果関係、根拠というものはきちっとおさらいをして。そもそも、県の広域、行政なのだけれども、どういう組織でどなたが担当していて、こういうものが発生しているということは、正常でないから出てくるわけだから、その部分確認もしないでただ上意下達のようにして、わかりました、はいということじゃあないでしょう。やっぱり、まさに中央集権主義の悪い例です。言うべきことは言う。これから確認する、そこわからないで我々に議決するというのはほぼ無理があるのです、現実的に。ですから、私もちょっと議員やっていてもう何十年天王町の時代から下水道事業、文化生活を営むために下水道の整備だってやってきたわけでしょう。はじめてです、こういう最初のもの、それ見てみたら設計と現場が違っていたのだと。これ、誰がどういうふうにして、変な話、認定こども園の話じゃないけれども、肝心なところ棚上げしてこういうことを積み上げていく、だから脇が甘いとなるわけです、行政のやることは。だからその点においても少し、出すからには我々が市民の代表ですから、素人でもああ、なるほどねとわかるような、きちっと論理的な説明とお示しをいただきたいということをはっきり申し上げます。もし私が今発言することに対して、あなた方の立場でいや、違うぞということがあれば答弁いただきたいし、それも一理あるなということであれば答弁ありません。どうですか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問についてお答え致したいと思います。

今、堀井議員のおっしゃるとおりでございます。今後はいわゆる県、国に対してもきちっと言うべきことは言って、意見を申し上げていくような形で対応していきたいと思っています。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） この説明欄を見ますと、私は単純に手抜き工事だと判断します。施工図と現地の配筋が異なるということは、管理状態が悪かったということになると思うので、きっと鉄筋の不足だと思います。増えているかわかりませんが。再度構造計算する必要があるということを書いてありますから、鉄筋の不足が判明したという

ことかなという感じがします。この辺どうでしょうか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

この再度構造計算した結果、鉄筋が多いのか足りないのかという報告についても、現在受けているところでございますが、ただ県よりは、再度の構造計算を受けて、まず8割以上の工事は適切に発注したということを知っておりますので、その適切に工事発注したのが鉄金を増やして発注したものなのか現状のまま発注したのかというのは、話は伝えてございません。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） これであれば、まったく業者の責任だと思います。請負業者いるのでしょ。現場の中で起きていることだから、鉄筋少なかったか多かったかわからないけれども、いずれ業者責任でやるべきことではないかと思うのですけれどもいかがですか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

業者責任というのは、例えば、再度構造計算した結果、経費かかり増した場合は業者の負担ではないかということだとすると、現在、再度構造計算した結果、潟上市の負担の額については差異はございませんので、適切に発注されているという報告ですので、それを信じたいと思っております。ただ経緯については、再度確認は致します。

以上です。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 言葉は悪いですが、施工図と現地との差があるということは手抜き工事に相違ないと思うのですよ私は。だから、現場で責任を負ってもらえば、潟上で負担ないからということのようすけれども、こういうこと自体、これに上げてくること自体おかしいのじゃないかなと私は思いますので、県の方にも十分にその辺りお話しすればありがたいなと思います。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようですので質疑なしと認めます。これで質疑を終わり

ます。

昼食のため、1時30分まで休憩致します。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、休憩中に8番中川議員より、緊急質問の申し出がありました。内容確認のため議会運営委員会を開会します。

暫時休憩します。

議会運営委員会は、委員会室3で開催します。議会運営委員の皆さん、委員会室3に移動してください。

午後 1時31分 休憩

午後 2時42分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長（佐藤敏雄） 議会運営委員会の報告を致します。

本日6月15日付けで、8番中川光博議員より緊急質問の申し出が議長あてにありました。

本会議を暫時休憩し、議会運営委員会を開会して協議をした結果、委員からは、この件に関しては2週間経過しており、一般質問でも取り扱う時間は十分にあったことである。さらには現在、本件は捜査中のことであり、プライバシーのことでもあることから、緊急質問には当たらないという意見がございました。また、ほか委員からは、教育長の行政報告に説明できる範囲での報告をしていただきたかったのが、緊急質問としての取り扱いにしてもいいのではないかという意見もございました。議会運営委員会としましては、この緊急質問については、会議規則第62条の規定により会議に諮ることになっておりますので、開会後の最初にこの件を直ちに取り扱いすることと致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（西村 武） 会議規則第62条の規定により、緊急質問を許可するか会議に諮ることになっております。通告内容が緊急質問に該当するかを議員それぞれが精査、判断す

るため、15分間休憩します。

午後 2時44分 休憩

.....

午後 3時00分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番中川議員の退席を求めます。

（「議事運営について」の声あり）

○議長（西村 武） 議事運営について、私がやっていますので認めません。

（8番 中川光博議員 退席）

○議長（西村 武） お諮りします。中川議員の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、日程第30として発言を許可することに賛成の方は起立願います。

（「議事運営について」の声あり）

○議長（西村 武） 不規則発言は慎んでください、堀井議員。議事運営って言う言葉はありませんので、議事運営は私がやっておりますので。

○議長（西村 武） 道義性もありません。

（「あります」の声あり）

○議長（西村 武） ただいま、中川議員の発言で15分間の質疑してきたとおりで、中川議員の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、日程第30として発言を許可することに賛成の方は起立願います。

（「議事日程に上程されているので、内容を表わさなければだめだ」の声あり）

○議長（西村 武） これから議事日程に追加するかしないか。

（「内容を明らかにしなさい」の声あり）

○議長（西村 武） 暫時休憩しますけれども。

午後 3時02分 休憩

.....

午後 3時02分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

中川議員から今退席していただきました。そこでお諮りしますけれども、中川議員の緊急質問に同意のうえ、日程に追加し、日程第30として発言を許可することに賛成の方

は起立願います。

(起立少数)

○議長(西村 武) 起立少数です。したがって、中川議員の緊急質問は許可しないことに決定致しました。

暫時休憩します。

午後 3時03分 休憩

.....
午後 3時03分 再開

○議長(西村 武) 会議を再開します。

【日程第12、議案第39号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) それでは日程第12、議案第39号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についてを議題と致します。

議案第39号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長(伊藤国栄) それでは、議案書の9ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、令和3年度も引き続き適用させる等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

国民健康保険税は、昨年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯あるいは主たる生計維持者の事業収入等の減少が、前年に比べ3割以上である世帯などに対して税額の減免を行っておりますが、令和3年度課税分も引き続き適用させるため、その対象となる納期限を「令和3年3月31日」から「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、減免に関する規定については、令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) あらかじめ申し上げますけれども、議案第39号から議案第42号については、所管の常任委員会へ付託のうえ、詳細審査が行われることから、簡潔に質問してくださるようお願い致します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） これは本人の申請によるものか、それとも該当する人が自動的にそうになっていくのか、そこら辺を伺いたと思います。

○議長（西村 武） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） ただいまのご質問にお答え致します。

これは、あくまで本人からの申請によるもので進めております。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） そうすれば、申請だとすればこの条例（案）をもし可決になるとすれば、やはり広く知らせていかなければいけないと思うのです。それで、去年度はそういう申請はありましたか。

○議長（西村 武） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） ただいまのご質問にお答え致します。

昨年度の実績としてご報告させていただきますけれども、全部で55件申請がございまして、減免税額が合計729万7,300円となっております。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑がないようでございますので質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第40号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第13、議案第40号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第40号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤国栄） それでは、議案書の11ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容でございますが、条例の条文を整備するものでございます。

これまで新型コロナウイルス感染症の定義については、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の規定を引用しておりましたが、同法改正により当該条項が削られたため、条例の条文中に直接、新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第41号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第14、議案第41号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第41号について、当局より提案理由の説明を求めます。仲山福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（仲山和法） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したと等による介護保険の第1号保険料の減免措置について、令和3年度も引き続き適用させる等のため、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

議案第39号の国民健康保険税と同様に、介護保険料についても、昨年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯などに対して保険料の減免を行っておりますが、令和3年度分の保険料も引き続き適用させるため、その対象となる納期限を「令和3年3月31日」から「令和4年3月31日」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございますが、減免に関する規定については令和3年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第15、議案第42号 渦上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（西村 武） 日程第15、議案第42号、渦上市新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例（案）についてを議題と致します。

議案第42号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

提案理由でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正の内容は条例の条文を整備するもので、議案第40号と同様に条例の条文中に直接新型コロナウイルス感染症の定義を規定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会へ付託致します。

【日程第16、議案第43号 財産の処分について】

○議長（西村 武） 日程第16、議案第43号、財産の処分についてを議題と致します。

議案第43号について、当局より提案理由の説明を求めます。櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） それでは、議案書の17ページをお開き願います。

下記のとおり市有財産を売却することについて、渦上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

売却する財産は、工場 1 棟でございます。

財産の所在は、潟上市天王字細谷長根84番 1、床面積1,536㎡の鉄骨造アルミニウム板葺平屋建ての工場でございます。

売却の理由でございますが、無償貸し付けしている市有財産について、相手方から払い下げの申し出を受けたためでございます。

なお、無償貸付期間は、令和 3 年 7 月 19 日まででございます。

売却予定価格は3,417万7,000円、売却の相手方は、東京都立川市曙町三丁目28番21号山本精機株式会社、代表取締役山本恭輔でございます。

続いて、売却する財産及びこれまでの経緯等についてご説明致します。

本日配付致しました資料 1 をご覧ください。

初めに、売却する財産についてご説明致します。

建物および土地の売却予定の合計は5,315万9,000円でございます。

建物については、条例の規定による議決要件である予定価格2,000万円以上であるため議案として上程しておりますが、土地の売却価格1,898万2,000円は議決要件を満たしておりませんので、補足として資料に記載しておりますのでご理解をお願い致します。

次に、これまでの経緯をご説明致します。

山本精機株式会社は、以降は山本精機と言わせていただきます。市の企業誘致政策により平成28年 5 月 20 日に締結した秋田県、潟上市及び山本精機による 3 者協定に基づき、同年12月14日に潟上事業所を開設しております。

その間、市では誘致企業の環境整備に努めるものとして、不動産の取得、市有財産の無償貸付、工場の改修工事及び下水道工事を行っております。

その後、市と山本精機は、市有財産の無償貸付終了後、市から貸付財産を買い取るとした内容の覚書を平成30年 3 月 2 日に締結し今に至っております。

次に、取得等経費についてご説明致します。

市が工場を取得するまでの事務的経費、工場取得費用及び市で行った工事の内訳であり、総額は 1 億662万3,400円でございます。

主なものは、工場取得費用の8,588万2,000円でございます。

平成28年 6 月 13 日に、市と株式会社むつみワールドが不動産売買契約を締結し、市が土地と建物を取得したものでございます。

次のページをお願い致します。

市助成金等の交付状況についてご説明致します。

山本精機は平成28年から令和元年にかけて3度の設備投資と従業員の雇用を行っております。それに伴い、市では総額1億3,622万1,000円の助成を行っております。

次に、誘致の効果についてご説明致します。

(1) 企業への発注額等をご覧ください。

事業所開設時により、市内外企業への発注額は順調に伸びております。

5年間の累計では、市内企業がのべ10社4,804万円、市外企業が121社7億7,426万円となっており、経済波及効果が拡大しております。

次に、(2) 雇用状況の推移をご覧ください。

当初、山本精機では、令和4年11月までには20人程度雇用したいといしておりましたが、目標を2年以上早く達成しており、現在は22人を雇用しております。

なお、そのうち潟上市民は9人となっており、市民の雇用拡大に寄与しております。

最後に、現状と今後の取り組みについてご説明致します。

航空機産業は、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、製造品等の受注減少など世界的に低迷しております。

ただ、そのような中でも山本精機は、受注先や新規顧客の確保を図りながら事業を推進しており、現在隣接地に工場の増設を予定しております。

今後、市としては、雇用拡大に向けた企業の設備投資への助成、航空機産業の集積化や市内企業の発注額拡大の取り組みに対する支援並びに市内企業の稼げる力創出による市産業の底上げを図ってまいります。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 資料として出されました3ページ目なのですが、土地の対象範囲ということで赤い太字で囲ってありますけれども、ここの地域は、道路すぐ間近にありまして、二田・追分線の今度拡張工事が進められていくのですけれども、この赤い太字がついたところはそれにダブってはいないと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうか。それが1点。

それから、もしうまく売却するとすれば、固定資産税はもうすぐ来年の1月1日からということになると思うのですけれども、来年の固定資産税に収入として反映できるものなのかどうか特典あるのか、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ご質問の1点目、資料1の3ページ目の対象範囲の土地の件でございますが、ここは二田・追分線の道路敷地もかかるということでございまして、その部分については、道路用地を除いた面積を売買致します。

それから税額の件でございますが、1企業とはいえ一応、これはプライバシーの問題もございまして。ただ税額としては、いろんな償却資産等の減額期間でございまして、それが終わりますと、机上の計算では、金額言っているかちょっと迷っていますけれどもそれ相応の固定資産税が入ってくると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかにございせんか。ちゃんと番号言ってください。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 詳細に資料出していただきました。感謝申し上げます。

これは、5年前に潟上市が地域経済の活性化あるいは雇用の確保という大きな目標を掲げて誘致した企業です。その当時は、航空機産業というのは花形産業でありました。しかし、現況はコロナ禍の中で、皆さんご案内のとおり大変今窮屈な状態にあります。これ見ますと、潟上市の市内の企業の発注等々を見ても、去年はガクッと落ちて半分以下になっているということで、これが今ひとつの数値かなと思っております。

工場誘致を図って地域経済の活性化を図って、雇用を確保するということは大変いいことなのですが、このコロナ禍の中で、ウィズコロナの中でどういう展開をしていくのかということも、いよいよこの場面になれば大事なわけで、ちょっとこれ分析して見ますと、潟上市が5年前に1億600万円何某の投資をしております、この工場に対して。プラスアルファで県だとかあるいは奨励金という形で1億3,620万円いくら、いわゆる2億円以上の金が投下されております、税金ね。結果的に、4,800万円の市内の企業に発注あったという計算になります、ざっくり言って。これが今担当部長が、市内企業への発注、順調に伸びて経済波及効果も拡大したあるいは雇用の数も2年目に早くも達成して市民の雇用拡大に寄与したと。2年目といたって1人から1人で何も2年目で達成されたわけでもないし、どういうわけか去年、一昨年、令和1年、2年の中で8人、9人ということになっています。ですから、これ全体的にこの数値を見たときに、初期投資と比較してみてここに書いてあるとおりの地域の活性化と雇用の確保に本当につながったのかなとちょっと心配な点も出てきています。ですから今後、土地も併せて

5,300万円で売却するという事なのですけれども、税金もはっきりいえないと、企業のプライバシーもあってということなので、肝心なことはちょっとわかりしれないわけですが、やはり、縁あって5年前に誘致したわけですから、これらもいろんな形で企業が発展し、潟上市に租税収入をはじめ雇用の確保等々に少なくともここに書いてあるようにその効果が甚大で拡大するようなための方法というものを、今回のこの売却時にあたって、どういう行政としての見込みというか見通しを持っているのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

まず1点、私の説明のときに2年と言ったのは、早く雇用の目標を計画より2年早く雇用の計画を達成しているということを書いていましたので、私の言い方がちょっとまづかったと思います。ご了承願いたいと思います。

それから、今後の山本精機等に対する私どもの考え方ということだと思います。山本精機だけではなくいろんな企業に対して、我々は県の誘致担当とアンテナを広げながらいろんな企業と折衝しております。山本精機さんについては、今後も市としましては、市外からのサプライチェーン企業の本市への誘致等も考えながら、潟上市にその航空機産業の企業が来ていただけるようなことを、企業活性化も図りながら行ってまいりたいと考えているところでございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） これからは、今後の見解はサプライチェーンを含めて、例えば蓮沼の企業の敷地に企業誘致をするのか、要するにこの山本精機と連動して稼げるあるいは雇用の確保、こういうものをやっぱり視野に入れていかないと、これ数字の検証とか評価、いろいろ切り口ありますけれども、市外に7億7,000万円も、トータルで8億2,000万円も売り上げているといったものの、10社で数字は多いのだけれどもたかが4,800万円、これから見れば普通に考えてみれば、いってみれば1割にも満たないです。潟上市に入ってくるのは、10社といえども。だからこういうのを見ますと、やっぱり現実非常に厳しい状態じゃないかなと。サプライチェーンというのほどが、目処があっ言っているのかどうかわかりませんが、簡単に来るものでもないだろうし、やっぱりそこらでウィズコロナの中で底上げしていかないと、所期の目的である地域経済の活性化と雇用の確保、なかなかつながっていかないと。ですから、すくな

くとも貴重な財産を売り払うわけですから、きちっと展望を抱きながらやっぱり強い決意で臨んでいく、これが市長の言う稼げる力になるし、地域の活性化に直につながってくるだろうと私は思います。ですから、もやっとした形での提案とかあるいは構想ではなくして、もう少し具体的にこうなっていくのだと、結果こうなりますよというくらいのは、貴重な財産を今さばく瀬戸際なわけですから、ご決意のほどを提案者である鈴木市長からこの際、赤裸々に語っていただきたい。ご答弁求めます。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の質問にお答え致します。

先ほど部長が答弁致しました内容について、付け加えて私の今後の企業誘致に対する考えを述べさせていただきます。

いずれ今回の山本精機につきましては資料でご案内のとおり、順調に推移はしております。昨年、コロナの影響によりまして、若干売り上げは落ちておりますけれども、いずれコロナの状況が明けたあかつきには、世界的に見ましても、航空機の需要等伸びていく可能性を秘めておりますので、そういった部分では、まだまだ航空機産業の可能性はあろうかと思えます。

現在、市内の発注状況については、市外に比べ非常に低い状況にあります。航空機産業といいますと、とにかく非常に敷居が高いイメージがございますけれども、業種によっては、技術力をもとに参入していける市内の企業もあろうかと思えます。今後は、そういった企業の掘り起こしや、また山本精機等そういったもととなる事業者とのマッチングなどにしっかりと力を入れて、潟上市の稼げる力、産業振興を進めていきたいと思えます。

私から以上です。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 市長、市長も就任して間もないからそこそこ理解できるのですが、一方において部長は、サプライチェーンも含めて答弁しているわけだ。この四千数百万円ちょっとというのは私の知る範囲では、航空機産業、飛行機のパーツなんか潟上市の市内の企業にほとんどおそらく発注できないでいると思うのです。例えば、できたものを送るための木の枠を大工さんが作るとか間接的なものなのです。この山本精機が来たことによって、そのパーツを市内の企業に発注したと10社で。私はそういう自体はほとんどないのではないかなと思う。ですからやっぱりそこに手をかけていかないと、少

なくとも、足腰の強い地域経済の地域企業の育成につながらないです。そのことを今問うたのです。市長として目処があるのかと。そうでないと、サプライチェーン云々と言ったけれど、論は空論になります。ここですべて求めようとはしませんけれども、早急にそういうきちっとしたビジョンを立てて、早い段階でお示しをしていただきたい。そして、企業誘致と言えばトップセールスの中でいろいろ発生してくるでしょうけれども、それくらいの覚悟をもってやらないと、なかなか言葉で言うような簡単なものじゃないよということを申し上げたいわけですが、市長、その点についてはいかがですか。

○議長（西村 武） 鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） 堀井議員の意見を踏まえまして、誘致についてもサプライチェーンの形成を目指して取り組んでいきたいと思っております。相対具体的な企業等そういったものはまだ潟上市に入ってくる企業等はございませんけれども、さまざま技術的、溶接であるとか塗装であるとか、さまざまな業種との関連でのサプライチェーンとの航空機産業ございますので、そういった業種の企業に対しても積極的に誘致を進めてまいりたいと思います。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 先ほど、12番藤原議員にお答えされたような気もしますが、ちょっと理解不能ですので再度確認致します。

赤枠で囲った所が前面道路に接道しておりませんが、これはどういうことですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

前面の道路の接道されていない理由は、そこが二田・追分線の拡幅の道路用地ということになっておりますので宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 市の方でお分けするのですからいいわけですが、ここは道路計画何年ころになる予定なのですか。ただちになる予定ですか。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

今まだ用地買収を行っております。まだ工事の方はかかっておりませんので、たぶん山本精機付近まで工事がいくとなると5年か6年くらいあとではないのかなと担当の方からは聞いております。

○議長（西村 武） 10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 説明は理解できましたけれど、その間、市の土地をやっぱり無償貸与するということですか。通行のための。

○議長（西村 武） 櫻庭産業建設部長。

○産業建設部長（櫻庭春樹） ただいまのご質問にお答え致します。

そのようになるということでございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認めます。

これから、議案43号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定致しました。

【日程第17、議案第44号 令和3年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第21、議案第48号 令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（西村 武） 日程第17、議案第44号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第21、議案第48号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまで一括議題と致します。

議案第44号から議案第48号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原 剛） それでは、一般会計補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の令和3年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第44号、令和3年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,455万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ150億2,816万1,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表、地方債補正についてご説明致します。

起債の目的、農業基盤整備事業は、限度額を1,400万円とするものでございます。

道路整備事業は、限度額を1億1,950万円とするものでございます。

公共施設等解体事業は、限度額を930万円とするものでございます。

社会教育施設整備事業は、限度額を3,790万円とするものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものをご説明致します。

14款2項1目総務費国庫補助金は2億2,394万4,000円の追加で、新型コロナウイルス感染症対応地方創成臨時交付金でございます。

2目民生費国庫補助金は2,690万4,000円の追加で、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金でございます。

4目土木費国庫補助金は9,564万5,000円の追加で、市道整備に係る社会資本整備総合交付金6,234万8,000円及び道路メンテナンス事業補助金3,329万7,000円でございます。

19款1項1目繰越金は1億4,588万3,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

9ページをお願い致します。

21款1項市債は1億4,900万円の追加でございます。

農業基盤整備事業債（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）20万円の追加は、飯塚地区が受益地となる真崎堰地区の幹線用水路整備事業に係るものでございます。

道路整備事業債のうち公共事業等債5,750万円の追加は、社会資本整備総合交付金事業等による二田・追分線ほかの市道整備及び橋梁補修事業で、公共施設等適正管理推進事業債4,410万円の追加は、天王・大久保線の舗装補修事業分でございます。

公共施設等解体事業債（公共施設等適正管理推進事業債）930万円の追加は、旧昭和西部児童館解体工事分で、社会教育施設整備事業債（公共施設等適正管理推進事業債）3,790万円の追加は、市民センターかたりあん駐車場整備工事分でございます。

次に歳出予算についてでございますが、職員の人事異動等に伴う人件費以外の主なものについてご説明致します。

13ページをお願い致します。

2款7項新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費は、新型コロナウイルス

感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染症予防対策及び感染症の影響を受けている事業者等への支援、感染症の収束後を見据えた観光産業の強化を図るものでございます。

1目総務部分は1,484万7,000円の追加でございます。

補正内容は、抗原検査キット配布事業749万1,000円、潟上市大学生等応援事業559万6,000円、公共施設等感染予防備品購入事業176万円でございます。

14ページをお願い致します。

2目産業建設部分は1億7,152万7,000円の追加でございます。

補正内容は、事業所等感染予防環境整備支援事業7,000万円、観光活性化推進事業1億152万2,000円でございます。

3目教育委員会分は9,216万2,000円の追加でございます。

補正内容は、小中学校施設環境改善事業3,129万9,000円、公共施設等感染予防備品購入事業242万円、児童館環境改善事業435万1,000円、児童センター環境改善事業2,390万円、図書館環境改善事業332万5,000円、社会教育施設及び体育施設環境改善事業1,039万8,000円、スポーツイベント及び体育施設感染予防物品購入事業120万5,000円、体力づくり支援事業1,526万4,000円でございます。

15ページをお願い致します。

3款2項3目児童館費は1,042万6,000円の追加で、児童館解体工事費でございます。老朽化のため、令和元年度末で廃止した旧昭和西部児童館の解体工事を行うものでございます。

16ページをお願い致します。

11目子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費（その他世帯分）は、2,690万4,000円の追加でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対しその実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するものでございます。

給付金については、既にひとり親世帯分を、令和3年4月6日付一般会計補正予算（第2号）の専決処分により給付しており、今回の予算は、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯を対象とするものでございます。

本事業は、特別給付金を子ども1人につき5万円支給するもので、対象児童数は

469人を見込んでおります。

17ページをお願い致します。

4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は264万9,000円の追加で、ワクチンの集団接種及び個別接種にかかる経費でございます。

厚生労働省が、ワクチン接種の対象年齢を12歳以上16歳未満にも拡大したことから、接種の準備を進めるため、接種券作成委託料を追加するものでございます。

また、個別接種実施にあたり、ディープフリーザー（冷凍設備）設置の2医療機関に対する個別接種実施医療機関との連絡やワクチンの必要数の取りまとめ、発送準備などの管理業務委託料を追加するものでございます。

18ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は604万5,000円の追加で、雪害対策緊急支援事業費補助金でございます。

昨年12月中旬からの暴風雪等により被災した農業用施設に対し、国・県と協調し、市においても助成を行うものでございます。

19ページをお願い致します。

8款2項1目道路維持費は1,212万2,000円の追加で、道路維持補修工事でございます。主なものは、二田・大崎線の防護柵改修工事1,130万8,000円でございます。

2目道路新設改良費は2億3,154万4,000円の追加で、主なものは、社会資本整備総合交付金及び道路メンテナンス事業補助金による二田・追分線及び上北野線改良事業並びに橋梁補修事業でございます。

22ページをお願い致します。

10款6項3目公民館費は4,597万5,000円の追加で、主なものは、市民センターかたりあん駐車場整備工事4,218万円でございます。本年9月に廃止予定の二田保育園の敷地の一部、これは駐車場とプール部分になります、これを市民センターかたりあんの駐車場として活用するため整備するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の大綱でございます。

なお、ただ今ご説明致しました新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費につきましては、本日配付致しました資料2の1ページ及び2ページに、それ以外の事業につきましては3ページに詳細を記載しておりますので、のちほどご覧いただければと思います。

続いて、特別会計についてご説明致します。

別冊の令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第45号、令和3年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,220万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し療養した場合などに支払われる傷病手当金86万円でございます。

次に、別冊の令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第46号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ491万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,659万6,000円とするものでございます。補正の内容は、人件費でございます。

次に、別冊の令和3年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第47号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に3,982万6,000円を追加するもので、補正の主な内容は特別損失4,297万円、乱橋ポンプ場の供用開始に伴う町後ポンプ場の解体工事費等でございます。

次に、別冊の令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第48号、令和3年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出に971万4,000円を追加するもので、補正の内容は人件費でございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） これで大綱説明を終わります。

【日程第22、予算特別委員会の設置について】

○議長（西村 武） 日程第22、予算特別委員会の設置についてを議題と致します。

お諮りします。議案第44号から議案第48号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号から議案第48号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第23、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長(西村 武) 日程第23、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題と致します。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算特別委員会の委員長には3番菅原理恵子議員、副委員長には13番堀井克見議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算特別委員会は、6月21日及び29日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月21日から23日までに詳細審査することと致しますのでご報告を申し上げます。

【日程第24、同意第5号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長(西村 武) 日程第24、同意第5号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第5号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長(鈴木雄大) それでは、本日配付致しました議案書及び略歴をご覧ください。

同意第5号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市天王字追分西49番地9

氏 名 佐藤有加

生年月日 昭和50年6月27日

令和3年6月15日提出 潟上市長 鈴木雄大

同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、同意第5号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定致しました。

【日程第25、同意第6号 潟上市監査委員の選任について】

○議長（西村 武） 日程第25、同意第6号、潟上市監査委員の選任についてを議題と致します。

同意第6号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、同じく本日配付致しました議案書及び略歴をご覧ください。

同意第6号、潟上市監査委員の選任について。

下記の者を潟上市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 潟上市飯田川飯塚字水神端77番地

氏 名 渡邊晋二

生年月日 昭和27年5月15日

令和3年6月15日提出 潟上市長 鈴木雄大

ご同意のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、同意第6号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立

願います。

(起立全員)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定致しました。

【日程第26、選挙第3号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について】

○議長(西村 武) 日程第26、選挙第3号、潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推選したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定致しました。

ここで暫時休憩致します。資料の配布お願い致します。

午後 4時01分 休憩

.....
午後 4時02分 再開

○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。

潟上市選挙管理委員には、柏崎重嗣さん、菅原徳志さん、三浦一秋さん、三浦美咲さん、以上の方を指名致します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を、潟上市選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名致しました4の方が潟上市選挙管理委員に当選されました。

次に、潟上市選挙管理委員補充員には、順位1上村 誠さん、順位2菊地則男さん、順位3小黒和彦さん、順位4加藤 薫さん、以上の方を指名致します。

お諮りします。ただいま議長が指名致しました方を、潟上市選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名されました4人の

方が潟上市選挙管理委員補充員に当選されました。

【日程第27、発議第1号 潟上市会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（西村 武） 日程第27、発議第1号、潟上市会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題と致します。

発議第1号について、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてご説明致します。

このたびの改正は、標準市議会会議規則の改正に伴うものであります。

令和2年12月25日、国において第5次男女共同参画基本計画が閣議決定されました。これを受け、全国市議会議長会では、標準市議会会議規則にある地方議会議員の本会議や委員会への欠席理由として、明文化されている出産について産前産後の期間にも配慮した規定としてあわせて育児や介護等についても欠席理由として当規則への明文化についても改正しております。

本市議会においても、本会議や委員会への欠席理由を明文化するため、潟上市議会会議規則第2条第1項及び第83条第1項をそれぞれ改正、さらに、会議規則第2条第2項及び第83条第2項をそれぞれ追加するものでございます。

また、第76条の8第2項の語句を整理するため、関係部分を改正するものでございます。

以上が、提案理由の改正内容の説明でございます。

○議長（西村 武） これより、発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第28、陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情について から 日程第29、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情】

○議長（西村 武） 日程第28、陳情第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてから、日程第29、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情まで一括議題と致します。

陳情第2号から陳情第3号までについては、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号から陳情第3号までについては、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定致しました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しましたので、本日はこれで散会します。

なお、6月17日木曜日午前10時から本会議を再開しますのでご参集を願います。

本日はどうもご苦勞様でございました。

午後 4時08分 散会